

○海老名市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和58年3月25日
規則第4号

改正 平成3年3月27日規則第16号
平成9年3月24日規則第9号
平成21年3月26日規則第7号

海老名市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成3規則16・改称）
（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。
（平成3規則16・平成21規則7・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（平成21規則7・追加）

（自転車等駐車場の設置）

第3条 条例第6条の施設の設置者（以下「設置者」という。）が設置する自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置場所は、当該施設から歩行距離で50メートル以内とし、駐車場の規模は、別表のとおりとする。

2 設置者は、駐車場に自動車が入らないように工夫し、かつ、自転車等の駐車場である旨の表示をする。
（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第2条繰下・一部改正）

（良好な環境の保持）

第4条 設置者は、常に良好な生活環境を保持するため、当該施設の周辺に駐車し、又は駐車しようとする自転車等の整理に当たるものとする。
（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第3条繰下・一部改正）

第5条 自転車等の利用者は、駐車場に自転車等を駐車しようとするときは、良好な生活環境を保持するため、整然と駐車するよう努めなければならない。

2 前項に規定する場合において、駐車場の管理者から指示があったときは、自転車等の利用者は、その指示に従って駐車しなければならない。
（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第4条繰下・一部改正）

（移動の警告）

第6条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所に放置されている自転車等を条例第11条第4項の規定により移動しようとするときは、あらかじめ警告標識を当該自転車等に掲示するものとする。

（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第5条繰下・一部改正）

（身分を示す証明書）

第7条 条例第12条の証明書は、別記様式とする。
（平成21規則7・追加）

（移動した自転車等の保管期間）

第8条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、当該自転車等を移動した日から起算して1月とする。
（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第6条繰下・一部改正）

（保管した自転車等の記録）

第9条 市長は、条例第13条第1項の規定により自転車等を保管したときは、台帳に記録して自転車等の処理、処分、状況等を明らかにしておかなければならない。次条の申出により自転車等を引き渡したときにおいても、同様とする。

（平成3規則16・一部改正、平成21規則7・旧第7条繰下・一部改正）

（自転車等の引取手続等）

第10条 条例第14条第1項に規定する者は、氏名及び住所を証明するもの並びに当該自転車等のかぎその他の当該自転車等の所有者であることを証明するものを市長に提示し、引取りの申出をしなければならない。

（平成21規則7・追加）

（移動保管に要した費用の額）

第11条 条例第14条第1項の移動保管に要した費用（以下「移動保管料」という。）として規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる額とする。

自転車等の区分	金 額	
	市内に住所を有する者 (1台当たり)	左記以外の者 (1台当たり)
自転車	1,000円	2,000円
原動機付自転車	2,000円	4,000円

(平成3規則16・追加、平成21規則7・旧第8条繰下・一部改正)

(移動保管料の免除)

第12条 条例第14条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該自転車等の盗難に係る被害届を警察署に届け出た者
- (2) その他市長が特に必要があると認めた者

2 条例第14条第2項の規定により移動保管料の免除を受けようとする者は、市長が別に定める自転車等移動保管料納付免除申請書を市長へ提出しなければならない。

(平成3規則16・追加、平成9規則9・一部改正、平成21規則7・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成3規則16・旧第8条繰下、平成21規則7・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月27日規則第16号)

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、平成21年7月1日以後に移動保管した自転車等の移動保管料について適用し、同日前に移動保管した自転車等に係る移動保管料については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係) (平成3規則16・平成21規則7・一部改正)

施設の用途	施 設 の 規 模	駐 車 場 の 規 模
百貨店、スーパーマーケット、各種商品小売業等	延床面積が400平方メートルを超えるもの	延床面積が20平方メートルにつき1台以上とする。
銀行等金融機関	延床面積が500平方メートルを超えるもの	延床面積が25平方メートルにつき1台以上とする。
遊 技 場	延床面積が300平方メートルを超えるもの	延床面積が15平方メートルにつき1台以上とする。
観 覧 場	延床面積が300平方メートルを超えるもの	延床面積が20平方メートルにつき1台以上とする。

上記以外の施設	延床面積が400平方メートルを超えるもの	延床面積が20平方メートルにつき1台以上とする。
複 合 施 設	延床面積が300平方メートルを超えるもの	上記のそれぞれの用途に該当する台数を算出し、それぞれの台数を加算した台数以上とする。

備考 延床面積とは、当該施設における自転車等の利用者の利用目的に該当する部分の面積であって、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、各種商品小売業等にあつては、売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理場等の延床面積
- (2) 銀行等金融機関にあつては、銀行室、一般応接室、ショーウインド等の延床面積
- (3) 遊技場にあつては、遊技室、景品交換所等の延床面積
- (4) 延床面積が5,000平方メートルを超えるときは、5,000平方メートルにその超える部分の延床面積の2分の1を加えた面積により算定する。